

改正

令和 4 年 2 月 28 日規則第 5 号

令和 4 年 3 月 31 日規則第 17 号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例（令和 2 年杵築市条例第 58 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、杵築市大田横岳自然公園の施設並びに設備及び備品（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は杵築市大田横岳自然公園施設等使用申請書（様式第 1 号）により、市長に使用の許可を申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の 90 日前から行うことができる。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、施設等の使用を許可するときは、杵築市大田横岳自然公園施設等使用許可書兼領収書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第 4 条 施設等の使用の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、許可書の交付の際、使用料を納めなければならない。

(使用時間等の延長)

第 5 条 使用者は、使用を開始した後において、使用時間又は使用期間（以下「使用時間等」という。）を延長することができない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、市長が使用時間等の延長を認めたときは、使用者は、延長された使用時間等に係る使用料を直ちに納めなければならない。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、施設等の使用料を納付させる場合において、条例第 8 条の規定により、その使用料の減額又は免除については、別表のとおりとする。

2 使用者は、条例第 8 条の規定に基づき、使用料の減免を受けようとするときは、杵築市大田横

岳自然公園施設等使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、使用料の減免を決定したときは、杵築市大田横岳自然公園施設等使用料減免決定通知書（様式第4号）により当該申請を行った使用者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第7条 条例第7条第2項ただし書の規定に基づき、使用料を還付することができる場合及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 緊急やむ得ない事態により、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 全額
- （2） その他市長が特別な理由があると認める場合 市長が必要と認める額

- 2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、杵築市大田横岳自然公園施設等使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、使用料の還付を決定したときは、杵築市大田横岳自然公園施設等使用料還付決定通知書（様式第6号）により当該申請を行った使用者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 施設等を損傷しないこと。
- （2） 他の使用者に迷惑となるような行動をしないこと。
- （3） 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （4） 使用許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- （5） その他職員の指示すること。

（損傷亡失届）

第9条 使用者は、施設等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに杵築市大田横岳自然公園施設等損傷（亡失）届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（使用後の点検）

第10条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

（指定管理者が管理を行う場合の取扱い）

第11条 条例第12条第1項の規定により、指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、次の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項、第3条及び第5条	市長	指定管理者
-----------------	----	-------

第 8 条第 5 号	職員	指定管理者又は施設の管理に従事している者
------------	----	----------------------

- 2 指定管理者は、条例第12条第4項の規定により読み替えられた条例第4条第2項の規定に基づき休園日を変更し、開園又は休園するときは、杵築市大田横岳自然公園休園日変更承認願（様式第8号）により、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い）

第12条 条例第12条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

- 2 指定管理者は、条例第12条第5項の規定に基づき利用料金の額を定めるときは、杵築市大田横岳自然公園施設等利用料金変更承認願（様式第9号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を決定するとともに、決定した利用料金の額を周知しなければならない。

- 4 利用料金を減免することができる場合は、条例第8条第1項各号に掲げる場合とし、還付することができる場合は第7条第2項ただし書に掲げる場合とする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（杵築市大田横岳自然公園条例施行規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- （1） 杵築市大田休養・休憩施設「横岳荘」条例施行規則（令和2年杵築市規則5号）
- （2） 杵築市大田横岳自然公園条例施行規則（令和2年杵築市規則第6号）
- （3） 杵築市大田よこだけ「キララ館」条例施行規則（令和2年杵築市規則第7号）

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、杵築市大田休養・休憩施設「横岳荘」条例施行規則、杵築市大田よこだけ「キララ館」条例施行規則及び杵築市大田よこだけ「キララ館」条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれのこの規則の相当規

定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和４年２月28日規則第５号）

この規則は、令和４年３月16日から施行する。

附 則（令和４年３月31日規則第17号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

名称	区分	減額又は免除できる場合	減額の率又は免除
横岳荘	研修室	市が主催又は共催する行事に使用するとき。	免除
	食室・厨房		
	洋室（２人用）	地震、火災、水害等の災害により、応急収容施設として使用するとき。	免除
	和室（４人用）		
和室（２人用）			
キャンプ場		市が主催又は共催する行事に使用するとき。	免除
天体観測施設 「キララ館」		市が主催又は共催する行事に使用するとき。	免除
ログハウス	くぬぎ（定員５人）	市が主催又は共催する行事に使用するとき。	免除
	けやき（定員５人）		
	かえで（定員12人）	地震、火災、水害等の災害により、応急収容施設として使用するとき。	免除
	もみじ（定員24人）		
	うめ（定員７人）		
	さくら（定員７人）		

様式第 1 号（第 2 条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等使用申請書

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条の規定により申請します。

利用日	年 月 日 曜日 (泊)									
氏名										
住所	〒									
連絡先 電話番号	— —									
横岳荘		宿泊	大人 名	テニスコート	Aコート	ご利用時間	時間			
			子ども 名			夜間照明	時間			
		時間利用	昼間 時間		Bコート	ご利用時間	時間			
		夜間 時間			夜間照明	時間				
		浴室利用 (シャワー)	大人 名	キャンプ場	ご宿泊	大人 名				
			子ども 名			子ども 名				
ログハウス	くぬぎ	宿泊	泊	フリーサイト		大人 名				
		休憩	時間			子ども 名				
	けやき	宿泊	泊	貸しテント		テント	張			
		休憩	時間		5人用	張				
	かえで	宿泊	泊	その他	毛布		枚			
		休憩	時間		布団		セット			
	もみじ	宿泊	泊		BQ コンロ		台			
	休憩	時間	BQ 鉄板			枚				
うめ	宿泊	泊	BQ 網			枚				
	休憩	時間	木炭	2kg 入り	袋					
さくら	宿泊	泊	ラケット	2 個	本					
	休憩	時間	ボール		セット					
キララ館			大人 名	タオル		枚				
			子ども 名							

備考

横岳荘	利用人数（時間利用）	名
	利用時間帯	時 分 ～ 時 分
ログハウス	利用人数（時間利用）	名
	利用時間帯	時 分 ～ 時 分
テニスコート	利用人数	名
	利用時間帯	時 分 ～ 時 分

様式第2号（第3条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等使用許可書兼領収書

年 月 日

様

杵築市長

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、以下の施設等の使用を許可するとともに、下記の金額を領収しましたので通知します。

使用日		月	日	使用料合計				円		
横岳荘	宿泊	大人	名	×	円	×	泊	=	円	
		小学生以下	名	×	円	×	泊	=	円	
	利用時間	昼間	時間	×	円	=			円	
		夜間	時間	×	円	=			円	
浴室利用 (シャワー)	大人	名	×	円	=			円		
	小学生以下	名	×	円	=			円		
ログハウス	くぬぎ	宿泊		泊	×	円	=		円	
		休憩		時間	×	円	=		円	
	けやき	宿泊		泊	×	円	=		円	
		休憩		時間	×	円	=		円	
	かえで	宿泊		泊	×	円	=		円	
		休憩		時間	×	円	=		円	
	もみじ	宿泊		泊	×	円	=		円	
		休憩		時間	×	円	=		円	
	うめ	宿泊		泊	×	円	=		円	
		休憩		時間	×	円	=		円	
	さくら	宿泊		泊	×	円	=		円	
		休憩		時間	×	円	=		円	
テニスコート		利用時間		時間	×	円	×	面	=	円
		夜間照明料		時間	×	円	×	面	=	円
キャンプ場		宿泊	大人	名	×	円	×	泊	=	円
			小学生以下	名	×	円	×	泊	=	円
日帰り		大人	名	×	円	=			円	
		小学生以下	名	×	円	=			円	
テントフリーサイト		テント	張	×	円	×	泊	=	円	
貸しテント		5人用	張	×	円	×	泊	=	円	
キララ館		大人	名	×	円	=			円	
		小学生以下	名	×	円	=			円	
その他		毛布		枚	×	円	=		円	
		布団		セット	×	円	=		円	
		BQコンロ		台	×	円	=		円	
		BQ鉄板		枚	×	円	=		円	
		BQ網		枚	×	円	=		円	
		木炭	2 kg	袋	×	円	=		円	
		テニスラケット		本	×	円	=		円	
		テニスボール	2 球	セット	×	円	=		円	
		タオル		枚	×	円	=		円	
備考										

様式第3号（第6条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等使用料減免申請書

年 月 日

杵築市長 様

（申請者）

住 所

団体名

代表者氏名

電話番号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、
使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的 _____

使用期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

使用施設 _____

使用人数 _____ 大人 _____ 人 _____ 子ども _____ 人

様式第4号（第6条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等使用料減免決定通知書

年 月 日

様

杵築市長

年 月 日付けで申請のありました杵築市大田横岳自然公園施設等使用料の減額（免除）については、以下のとおり決定したので、杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第3項の規定に基づき通知します。

使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	第 号
減免前の使用料の額	円
決定区分	減免する ・ 減免しない
減免する額	円
減免後の額	円
決定理由	

様式第 5 号（第 7 条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等使用料還付申請書		
杵築市長 様		年 月 日
		住 所
		氏 名
		電話番号
杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、 使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。		
還付申請額 _____ 円		
中止とした使用予定日 及び使用施設等	日 時	年 月 日 ~ 年 月 日
	施 設	
既に支払った金額	円 ※領収書を添付してください。	
還付を申請する理由 (出来る限り詳細に記載すること。)		

還付金支払い方法

- 1 窓口払い
- 2 口座振込

金融機関名 _____

口座名義（フリガナ） _____

口座番号（普通・当座） _____

様式第 6 号（第 7 条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等使用料還付決定通知書

年 月 日

様

杵築市長

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり使用料の還付を決定したので通知します。

還付決定金額 _____ 円

中止とした使用予定日 及び使用施設等	日 時	年 月 日 ~ 年 月 日
	施 設	
既に支払った金額	円	
還付後使用料金額	円	
還付決定理由		

様式第 7 号（第 9 条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等損傷（亡失）届

年 月 日

杵築市長 様

住 所

氏 名

電話番号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条の規定に基づき、施設等の損傷（亡失）について次のとおり届出します。

及び品目名称 損傷等の区分	損 傷 (施設等の名称)	
	亡 失 (施設等の名称)	
施設等の損傷又は 亡失に係る詳しい状況 (日時、経緯等を含め詳細に記載すること。)		
備 考		

杵築市大田横岳自然公園休園日変更承認願

年 月 日

杵築市長 様

（指定管理者）

住 所

名 称

代表者氏名

電話番号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、休園日の変更について次のとおり実施したいので、承認いただきますようお願いします。

休園日の変更	（現 状）
	（変更後）
上記の変更承認を求める理由 （出来る限り詳細に記載すること。）	
備 考	

様式第 9 号（第12条関係）

杵築市大田横岳自然公園施設等利用料金変更承認願

年 月 日

杵築市長 様

（指定管理者）

住 所

名 称

代表者氏名

電話番号

杵築市大田横岳自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり利用料金を変更したいので、承認いただきますようお願いします。

承認願区分	利用料金の区分及び名称	利	用	料	金
		(現 状)			
		(変更後)			
		(現 状)			
		(変更後)			
		(現 状)			
		(変更後)			
		(現 状)			
		(変更後)			
	上記の変更承認を求める理由 (出来る限り詳細に記載すること。)				
備 考					